# 第6回 建築行政共用データベースシステム 連絡協議会総会 資料

# 冊 子(1)

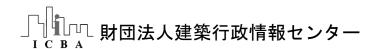
【資料1】前回(第5回)総会議事録(案)(平成20年11月7日開催)

【資料2】各サブシステムの検討状況等について

【資料3】利用意向に関するアンケート調査報告書

【資料4】質疑・要望の送付方法について

【参考】建築行政共用データベースシステム連絡協議会会則



### 建築行政共用データベースシステム連絡協議会第5回総会 議事録(案)

1. 開催日時 平成 20 年 11 月 7 日 (金) 午前 10 時 30 分から午前 11 時 45 分まで

2. 開催場所 ホテルハマツ郡山 3階 左近

3. 配布資料

議事次第

【資料1】 前回(第4回)総会議事録(案)(平成20年6月30日開催)

【資料2】 各サブシステムの検討状況等について

【資料3】 建築行政共用データベースシステムの利用料について

【資料4】 環境整備事項に関するアンケート結果報告書

【資料5】 建築士・事務所登録閲覧システム 操作デモ資料

【資料6】 道路情報登録閲覧システム 操作デモ資料

【資料7】 共用 DB 意見・要望に対する回答

【資料8】 質疑・要望の送付方法について

【参考資料】 建築行政共用データベースシステム連絡協議会会則

(別添) 建築行政共用データベースシステムの概要 (パンフレット)

### 4. 出席者

国土交通省住宅局、連絡協議会会員

### 5. 議 事

### (1) 開会

事務局(財団法人建築行政情報センター) 椋 周二 専務理事から、会員数413、定足数207、に対し、出席者数166、及び委任状177、計343により、総会が成立していることを確認し、開会が宣言された。

### (2) 会長挨拶

東京都都市整備局 福島 七郎 技監から挨拶があった。

### ■ 福島会長からのご挨拶

本日は、予定通り 10 月 24 日から一部稼働を開始しました、建築士・事務所登録閲覧システムと道路情報閲覧システムの操作デモをご覧いただくと共に、その他のシステムの開発状況、平成 21 年度以降の利用料の考え方の説明を通して、よりシステムに関する理解を深めて頂きたい。

### (3) 国土交通省挨拶

国土交通省住宅局 井上建築指導課長から挨拶があった。

### ■ 井上 課長からのご挨拶

建築行政共用 DB(データベース)システムは、これからの建築行政において共通のプラ

ットフォームとして、なくてはならないものになっている。行政及び指定確認検査機関も含め、マスコミ等から質問を受けた場合、迅速に的確に答えなければならない。建築行政情報 DB システムを使用すれば、最終的には、アクセスの許された者が情報をたちどころに集められるようになる。これは非常に重要なことである。

また、一般国民というより、設計、不動産、建設業の従事者に対するサービスは、不可欠である。道路情報登録閲覧システムは、全国一律に道路情報を情報公開すべきである、というのが原点である。

また、建築主は、今回の建築士法改正で、建築士の情報を閲覧し、建築士資格の有無を確認できる。エンドユーザーから見ても、建築行政共用 DB システムは有意義なシステムである。ただし、一方で大事な観点である、個人情報保護法がある。この観点からもよくご検討いただき、それに耐えうるものを構築するために、事務局と共に歩んで頂ければありがたい。

今後の建築行政マネージメントについて、根幹は建築行政共用 DB システムにある。電子 化、共通のプラットフォーム化なくしては、行政の本業の効率化はままならない。是非とも、 全特定行政庁、指定確認検査機関、その他関係団体にご利用いただきたい。

皆様から、忌憚ない意見をいただき、より良いシステムを構築出来るよう、一致団結して 進めていきたい。この建築行政情報 DB システムの一刻も早い完成、本格稼働、また、これ からの建築行政の発展を祈念し、挨拶に代えさせていただく。

(4) 議事①各サブシステムの検討状況等について、議事②利用料の検討状況について、議事 ③共用 DB システムの普及促進策について

事務局 久保(財団法人建築行政情報センター企画部企画課)より、資料 2 (P5~P20)に基づき、各サブシステムの検討状況について、資料 3 (P21~P34)に基づき、利用料の検討状況について、最後に、共用データベースシステムの普及促進策等についての説明が行われた。

議事④建築士・事務所登録閲覧システム(操作デモ)

事務局 竹田(財団法人建築行政情報センター事業部事業課)より、資料 5 (P51~P61) に基づき、建築士・事務所登録閲覧システム(操作デモ)の説明が行われた。

議事⑤道路情報登録閲覧システム(操作デモ)

事務局 蛭川(財団法人建築行政情報センター企画部システム企画課)より、資料 6 (P63 ~P71)に基づき、道路情報登録閲覧システム(操作デモ)の説明が行われた。

### (5) 質疑応答

質疑応答およびシステムへの要望は以下の通り。

【質問:法改正について】(神戸市 建築指導課)

法改正について、必ずセンターを利用しなければならない法改正を行うのか。仮に、法 改正により、指定機関が国の指定するセンター等へ報告、引受通知書等を送付したときは、 特定行政庁へ報告したとみなすというあやふやな改正を考えているとすれば、その報告書 の受理や、報告の訂正・追加等の指示は、どこがいつ行うのか。特定行政庁の責務はどこ で生じるのか。

### 【回答】

法改正の内容に係る、報告電子化の具体的な方策については、お話しいただいた問題点等も含め、今後の検討課題である。システムについても、それら問題点を踏まえ、改善を引き続き行っていく必要がある。制度上の措置を、具体的にいつどのように行うのかは、今般のアンケート結果も踏まえて今後詰めていくことになる。

【質問:報告の電子化に関する手数料について】(神戸市 建築指導課)

現在、特定行政庁では指定機関からの報告を、訂正報告も含めて無料で受け取っている。 今後配信システムを利用した場合、指定機関に利用料が発生するが、これに対して補助等 はないのか。

### 【回答】

報告の訂正というのは、利用料の金額には加味しない。また、利用料の課金方法については、報告のタイミングの都度、金額がカウントされていく課金方式ではなく、前年度、前々年度の実績から当該年度の利用料(月額)をあらかじめ確定した上で運用していく。従って、当該年度については、利用料は一定の額が生じる。

【質問:配信システムを利用できない場合の対応について】(神戸市 建築指導課)

配信システムで示されたインターフェースに基づくシステム改修費の予算要求が認められず、配信システムの利用が出来なかった場合(過渡期)、どのように報告書を受領すればよいか。

### 【回答】

配信システムに合わせたデータのフォーマットで、共通となる中間ファイルを作成 し送付していただくと、電子データにて対応が可能になる。しかし、これでは手間が かかるため、実際は、システムの改修をご検討いただくようになる。予算がつかなか った場合でも、対応が全くできないということはないようにしたい。

### (6) 事務局挨拶

財団法人建築行政情報センター 那珂 正 理事長から挨拶があった。

### ■ 那珂 理事長からの挨拶

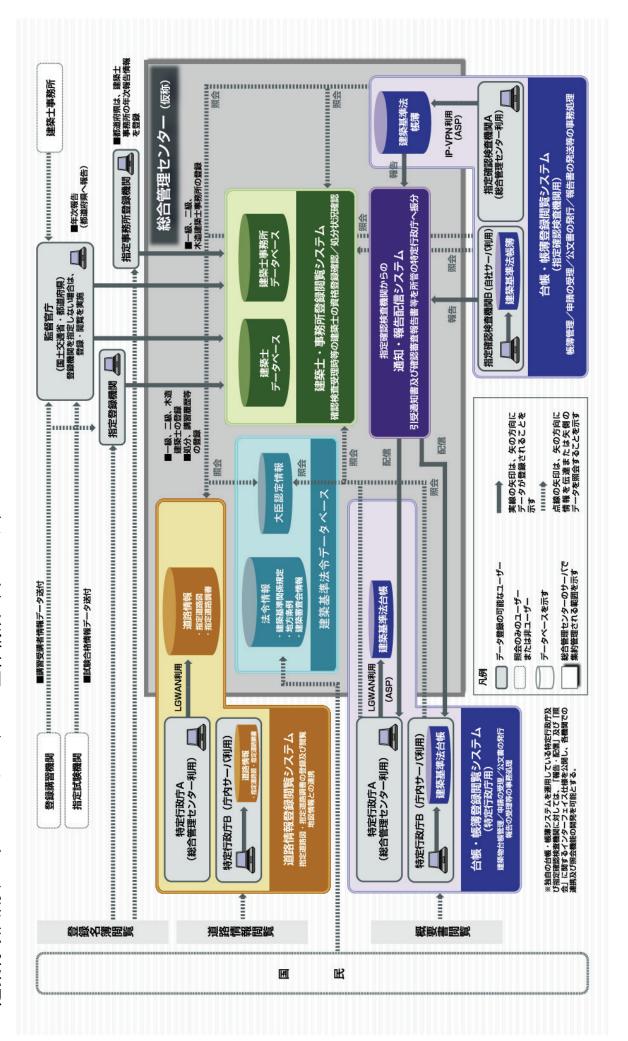
建築行政共用 DB システムの開発において、開発期間の半分を経過し、残り1年半の間に 無事に稼働できるよう尽力したい。また、10月末から建築士・事務所登録閲覧システム、道 路情報システムが稼働している。建築士・事務所登録閲覧システムについては、全国47都道 府県にご利用いただくこととなった。これらについては、システム開発が終了し、今後、普 及、また多方面への活用と、軸を移し、整備を加えていきたい。これまで両システムについ て開発にあたり、連絡協議会始め各関係の多くの方にご協力いただき、厚く御礼申し上げる。

今後、後発システムの台帳・帳簿登録閲覧システム、通知報告配信システムについても、 開発・整備を進め、建築行政共用 DB システム全体として、一体的な運用が 1 日でも早く出 来るよう、関係者一同、努めていきたい。皆様方の尚一層のご協力をお願いする次第である。

### (7) 閉会

# 各サブシステムの検討状況等について

- 〇全体スケジュール、全体構成 (イメージ)
- ○総合管理センター設置システムの構成イメージ
- 〇ネットワーク構成の進捗状況
- 1. 建築士・事務所登録閲覧システム
- 2. 台帳・帳簿登録閲覧システム
- 3. 通知・報告配信システム
- 4. 道路情報登録閲覧システム
- 5. 建築基準法令データベース

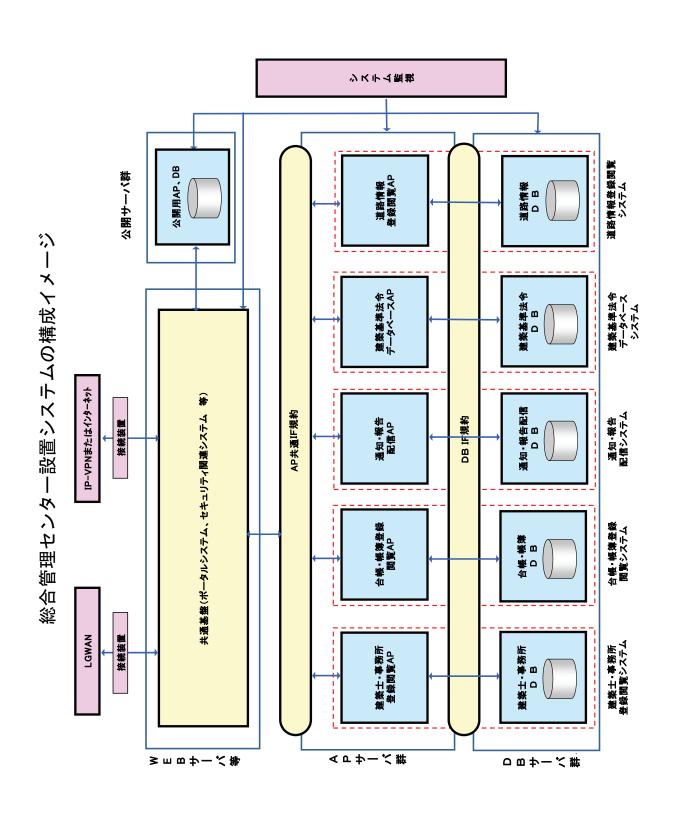


建築行政共用データベースシステム 全体構成 (イメージ)

建築行政共用データベースシステム 全体スケジュール

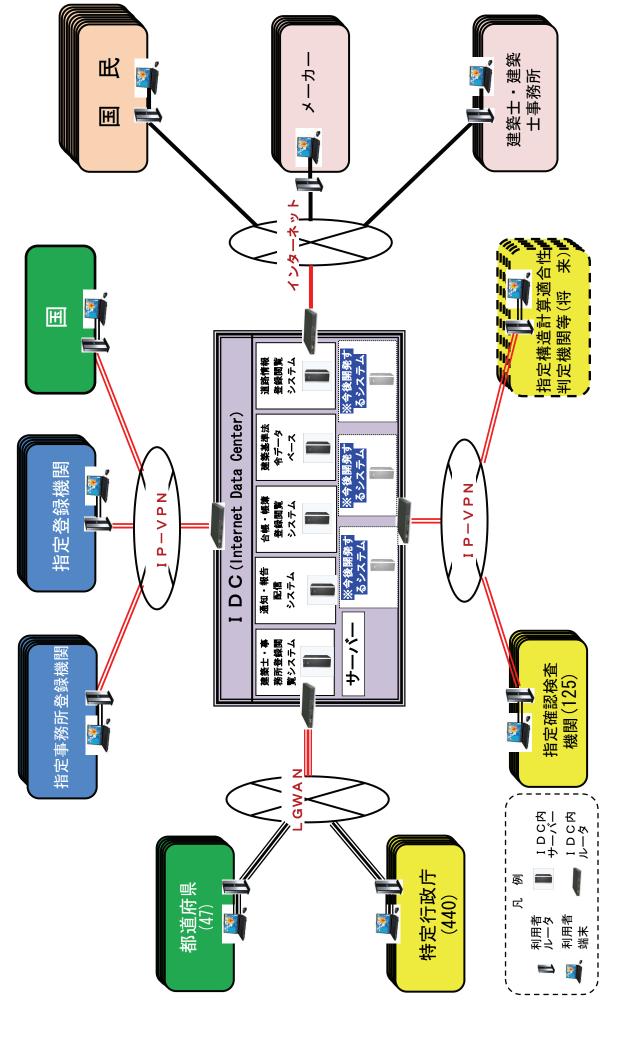
実施項目		8月7月11月11月11日 11月12月 11月12日 1
建築士・事務所登録閲覧システム	ー次 ニ次 三次 三次 種類士 法改正 事務所 法改正	1
台帳・帳簿 登録閲覧システム		が 大
開 通知・報告 配信システム発		20
申請書等作成プログラム		発 医 田田 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
建築基準法令 DBシステム	建築基準法建築主法	新聞
道路情報登録問覧システム	適用版 同 2次 公開版 時景図変換ワール	
共通基盤システム		祖 40
IDC 環 LGWAN接続準備 境 回線手配		(第1 本
サポートナスクマイルストン		(2)

※「稼動」とは実業務における運用を示し、「本稼動」とは利用料を伴う運用を示す。



# ネットワーク構成の進捗状況 建築行政共用データベースシステム

# 赤色の線はICBAが提供する範囲を示す



### 1. 建築士・事務所登録閲覧システム

### (1) 検討経過

ア 開発進捗について

一次: 平成20年10月24日から稼動開始 建築士、事務所の管理項目の登録機能

二次: 平成 20 年 11 月 28 日供給

登録事項証明書発行機能、外部データ取込、業務報告受理

建築士関連法改正対応:平成21年1月27日供給

建築士閲覧機能(自機関のみ)、建築士法改正に伴う改修(建築士部分)

事務所関連法改正対応:平成21年2月27日供給

事務所閲覧機能(自機関のみ)他機関からの建築士/事務所照会機能(オンライン結合)、建築士法改正に伴う改修(事務所部分)

三次:平成21年3月18日供給報告書作成他

イ 利用状況について

国及び47都道府県のすべての機関が利用。 (4月1日より士法行政向け登録機能を有料化)

### (2) 今後の予定

ア システムサポートの継続 電話やFax、メールによりサポート

### イ 開発

- (7) 平成 21 年 5 月初旬 機能改善
- (イ) 平成 21 年 5 月 27 日 建築確認行政向け照会機能稼動開始 (21 年度内無償)

### (3) 検討課題

ア IC チップを活用した携帯用免許証の活用(偽造防止他)

イ インターネット閲覧についての検討

ウ 建築士・事務所登録閲覧システムの利活用

### 2. 台帳・帳簿登録閲覧システム

### (1) 検討経過

ア 台帳・帳簿登録閲覧システム開発方針の策定

ストック情報整備にむけて、以下の機能を具備する。

- (ア) 台帳・帳簿管理、帳票発行等、審査業務に係る事務処理支援機能
- (イ) 建築士・建築士事務所データベースと連携し建築士資格情報の チェック支援機能
- (ウ) 通知・報告配信システムと連携した報告業務の電子化機能

### イ 台帳・帳簿登録閲覧システム対応手続の検討

下記手続きについては台帳管理を可能とする。

- (ア) 確認申請
- (イ) 計画変更確認申請
- (ウ) 中間検査申請
- (エ) 完了検査申請
- (オ) 許可・認定申請(特定行政庁向け)
- (カ) 定期報告(行政庁向)
- (キ) 仮使用承認申請(特定行政庁向け)
- (1) 他各種届
- ※詳細は連絡協議会会員専用ホームページに掲載

http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/kain/daicho/

### ウ 関連業務との連携方策の検討

上記イに掲げるいずれかの手続きの台帳により、下記の対象となる物件を 抽出することを可能とする。

- (ア) 違反、事故物件
- (イ) アスベスト該当物件
- (ウ) 耐震改修促進法該当物件
- (エ) バリアフリー法該当物件
- (オ) 長期優良住宅認定該当物件
- (カ) 省工ネ法該当物件

- エ わかりやすい入力画面の検討
  - (例) 申請者、消防署、保健所、構造計算適合性判定機関との文書収受の 履歴表示画面

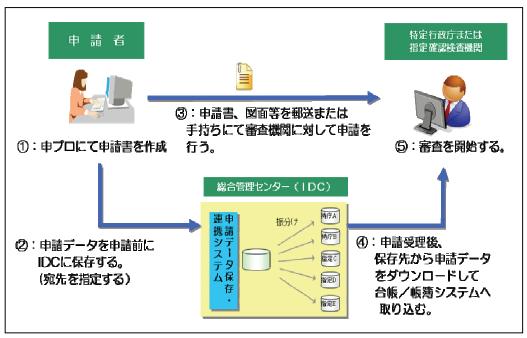
### 図 2-1



オ 申請データ保存・連携システムとの連携

申請データ保存・連携システムとの連携により、申請者が申請書等作成プログラム(申プロ)により作成した申請データの入手が可能となる。これにより、台帳・帳簿登録閲覧システムへの入力負担を軽減する。

図 2-2



### (2) 今後の予定

ア 台帳・帳簿登録閲覧システム及び申請書等作成プログラムの開発

- (ア) アプリケーションの詳細設計・開発
- (イ) アプリケーションの試験

### イ ベンダー選定及び発注

平成21年度上旬 ハードウェア、基本ソフトウェア、ミドルウェアの発注

### (3) 検討課題

ア開発

研修計画・サポート計画・テスト稼動計画等の検討

イ 普及促進

特定行政庁、指定確認検査機関への導入に向けての働きかけ

ウ 移行

既存データの移行の検討

### 3. 通知・報告配信システム

### (1) 検討経過

ア 通知・報告配信システムの詳細設計等(参考:図3-1、図3-2)

(ア)当システムは機能上、台帳・帳簿登録閲覧システムと密接な関係にある 為、両システム間の連携を常時配慮しながら設計・開発を行う必要性が ある。

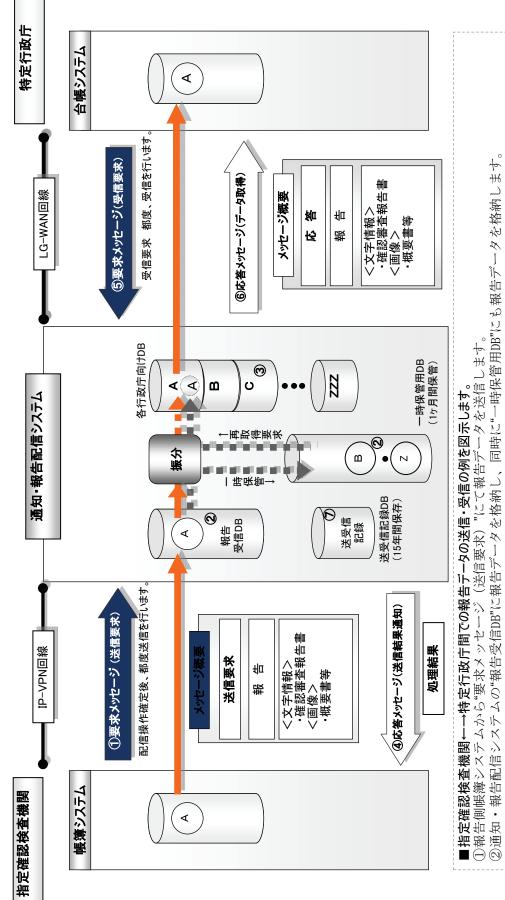
よって、台帳・帳簿登録閲覧システムと同一の開発ベンダーを選定し、 システム開発を行なっている。

- (4)詳細設計書及びプログラム開発は既に完了しており、今後は、テスト期間となる。
- (ウ)独自台帳・帳簿システム利用者に対し、通知・報告配信システムのイン ターフェース仕様の基本設計及びβ版を開示していたが、この度、イン ターフェース仕様の確定版を新たに開示した。

### (2) 今後の予定

ア 通知・報告配信システムの開発

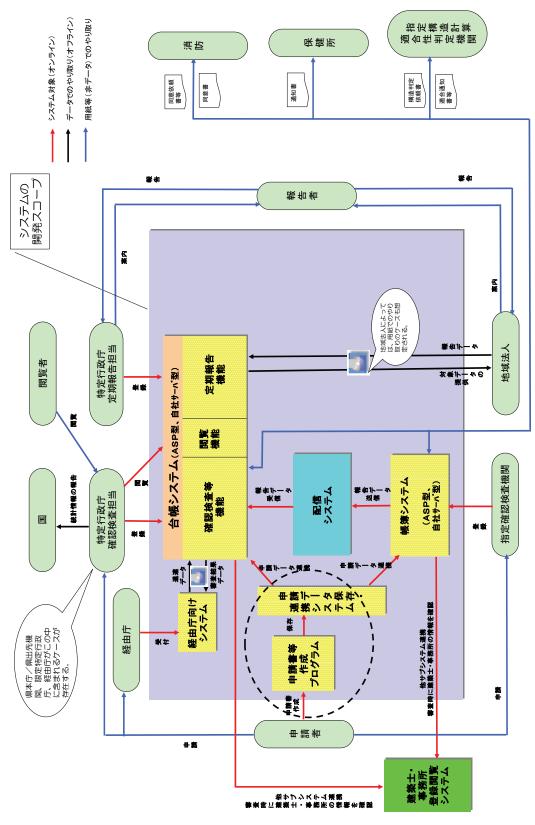
- (ア)アプリケーションの試験
- (イ)接続テスト
- イ 通知・報告配信システムをより多くの機関にご利用頂くための方策 通知・報告配信システムを、より多くの機関にご利用頂くために、シス テムの概要や導入のメリットを説明する資料を作成し、資料配布及び説 明を引続き行っている。



(このデータは再取得要求時に利用。1ヶ月間保管)

③"報告受信DB"のデータを振分け、"各行政庁向けDB"に格納します。

④送信側へ送信結果の通知を返します。 ⑤受信側台帳システムから"受信要求(受信要求)"を行います。 ⑥"応答メッセージ (データ取得)"により報告データを取得します。 ⑦これら送受信記録を"送受信記録DB"に格納し、15年間保存します。



帳簿登録閲覧システム及び配信システムの俯瞰図

小康

※台帳システム(特定行政庁)、帳簿システム(指定確認検査機関)、定期報告システム(地域法人)、申請書等作成プログラム(申請者) は各機関にて独自開発したシステムが存在するため、そのシステムとのIFを公開する。

IJ

### 4. 道路情報登録閲覧システム

### (1) 検討経過

ア 特定行政庁のサーバ運用形態について

平成20年7月に行った運用形態に関する意向調査に基づき、総合管理センターを希望した行政庁に対して、コスト等を含めた説明を行った上で、特定行政庁内にサーバを設置する方式(図4-1)へ一本化することとした。

(総合管理センター利用意向が少なくコストメリットが生じにくかったため)

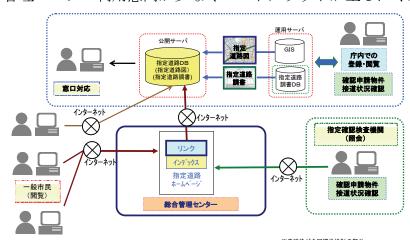


図 4-1 行政庁にて公開サーバを管理する運用形態

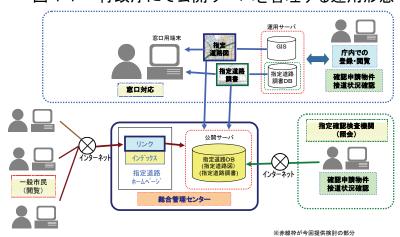


図 4-2 総合管理センターにて公開サーバを管理する運用形態

イ システム提供 (試用版の利用申込は平成21年4月10日現在で91特定行政庁)

(ア) 平成 20 年 10 月下旬~

利用申込のあった特定行政庁へ庁内版システム(Ver1.0)を提供開始。

(4) 平成 21 年 2 月上旬~

庁内版システム Ver1.0 に後述の機能を追加した庁内版システム (Ver1.1) と庁外版システム (Ver1.0) を提供。

合わせて、国土地理院発行の数値地図 2500 ないし基盤地図情報による背景図データを、申込のあった特定行政庁へ提供。

※庁内版システム(Ver1.1)で追加した機能

- ・ 庁内版での背景図 (画像) 表示機能の追加
- ・窓口での閲覧ユーザ用にユーザ権限を追加
- ・分散して作成、管理されているデータの集約機能
- ・指定道路図のラベル表示切替
- ウ 全特定行政庁へ平成21年4月末から本システムを配布予定
- エ 操作手順のウェビナー配信

操作手順を機能毎に解説した動画や PDF を平成 21 年 4 月からインターネット (Web) 上で配信。URL は、http://www.icba-webinar.jp/。
※ アクセスに必要な I Dは「icba」、パスワードは「webinar」

### (2) 今後の予定

ア システムサポートの継続

インストールをはじめ、特定行政庁がスムーズにシステムを導入できるようサポートセンターから電話やFax、メールによりサポート。

イ 正式版の開発

機能改善、追加機能等の要望を取りまとめ、平成22年4月1日施行の指定道路関係の省令改正までに、正式版を開発。

図 4-3 ▼指定道路関係の省令改正 年度 H20 H21 H22 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 月 10 12 2 3 11 正 連 機ス 絡 式 絡 テム 版 版 協 協 能 議 議 配 追 加配 ステ 숲 会 総 総 ム 会 利用 配 システム機能 ● バグ対応 (保守) 追加・改善 ● 機能追加意見・要望 → 財団で取りまとめ 契約 締結 (有償) システム提供開始・試用期間中(~H22/3)無償サポート 使用 データ移行 管理様式V2使用期間 利用特定行政庁と 開始 利用把握 使用 (保守) 契約協議 (随時) 調査

### (3) 検討課題

- ア 追加・改善する機能の検討
  - (ア)建築計画概要書の表示
  - (イ) 台帳・帳簿登録閲覧システムとの連携
- イ 普及促進

特定行政庁への導入に向けての働きかけ

### 5. 建築基準法令データベースの検討状況

### (1) 検討経過

### <法令情報>

平成 21 年 3 月末公布までの下記法令を収録し、ICBA ホームページにより公開中。(平成 21 年 4 月 13 日更新)

- ア 建築基準法(法律、政令、省令、告示) 附則を含む(改正履歴も収録)。
- イ 建築基準法施行関係通達、例規、技術的助言等

### <大臣認定情報>

国土交通省が所有する大臣認定書を PDF 化し、それを用いて簡易的に 検索できるシステムを、平成 20 年4月より特定行政庁及び指定確認検 査機関の希望者に提供。

総計 13,813 件(平成 21 年 4 月 8 日現在)中、約 4,886 件を公開中。

### (2) 今後の予定

4月下旬に建築士法(平成21年3月末公布まで)を ICBA ホームページにより公開予定

### (3) 検討課題

- ア 地方公共団体建築関係条例について
- イ 地方公共団体審査会情報について
- ウ 審査請求事例
- エ JIS/JAS 規格票への対応

### 建築行政共用データベースシステムの利用に関するアンケート

# 集計結果報告書

平成21年4月 建築行政共用データベースシステム連絡協議会

(事務局:財団法人建築行政情報センター)

### アンケートの趣旨 Τ

建築行政共用データベースシステムのサブシステムのうち、建築士・事務所登 録閲覧システムの建築士法事務関係の機能については、都道府県等で稼働を開 始したところであるが、建築士・事務所登録閲覧システムの建築確認事務関係 の機能及びその他のサブシステムについては、特定行政庁及び指定確認検査機 関にて利用を検討いただいているところである。

そこで、今般、特定行政庁及び指定確認検査機関を対象に、平成22年度の本 稼働開始に向けた利用料策定、普及促進策に資することを目的として、サブシ ステムの利用に関する調査を実施した。

### $\mathbf{I}$ アンケート概要

2009. 3. 23現在

1. 調查期間 平成21年2月17日~3月31日

2. 対象 特定行政庁

440 (うち連絡協議会会員303) 127 (うち連絡協議会会員 81) 567 (うち連絡協議会会員384) 指定確認検査機関

計

※平成21年4月1日より特定行政庁となる4市を含む

※一部指定確認検査機関は本支店を別に扱ったため、延べ機関数を示す

3. 調査方法 アンケートの会場配付または送付による

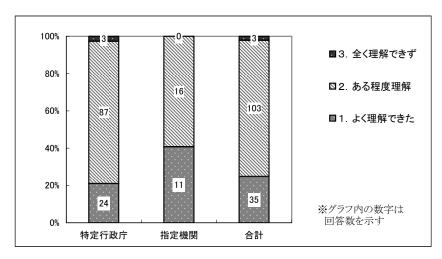
回答方法 メール又はFAXによる 4.

返送数 特定行政庁 5. 138 440 31%) 指定確認検査機関 127 24%) 30 168 567 30%) 全 体

アンケート内容 別紙参照 6.

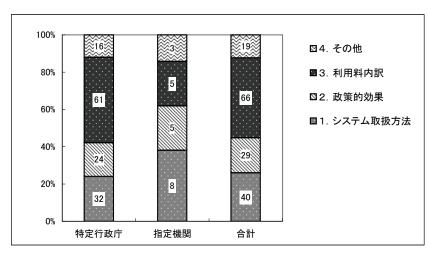
### Ⅲ 集計結果 (特定行政庁・指定確認検査機関別集計)

**Q1** 説明会に参加されて、建築行政共用データベースシステムの各サブシステムの内容に ついて理解できましたか



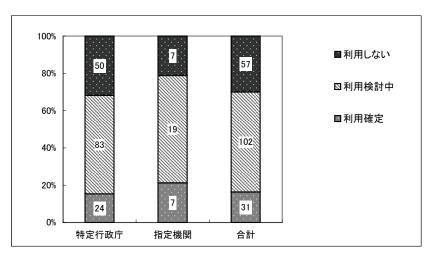
理解度			特	定行政	庁				合計			
<b>生胖</b> 及	県	政令市	4-1	4-2	限特	特別区	小計	大臣	地整	知事	小計	
1. よく理解できた	5	2	3	3	9	2	24	0	3	8	11	35
2. ある程度理解	15	6	16	19	24	7	87	1	4	11	16	103
3. 全く理解できず	0	0	1	1	1	0	3	0	0	0	0	3
合計	20	8	20	23	34	9	114	1	7	19	27	141

**Q2** 1の質問で2及び3を選択した方にご質問します。 詳細な説明がほしい分野に〇をつけて下さい



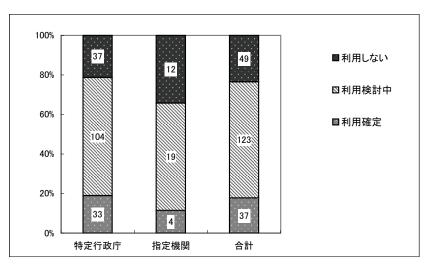
さらに聞きたい			特	定行政	庁		合計					
内容	県	政令市	4-1	4-2	限特	特別区	小計	大臣	地整	知事	小計	
1. システム取扱方法	9	2	3	8	6	4	32	0	1	7	8	40
2. 政策的効果	2	0	2	7	12	1	24	0	2	3	5	29
3. 利用料内訳	11	4	10	12	19	5	61	0	0	5	5	66
4. その他	2	2	7	4	1	0	16	2	1	0	3	19
合計	24	8	22	31	38	10	133	2	4	15	21	154

# Q3 建築士・事務所登録閲覧システムの利用検討状況についてお答えくださ -1 い。



建築士			特	定行政	庁				合計			
システム	県	政令市	4-1	4-2	限特	特別区	小計	大臣	地整	知事	小計	
利用確定	18	1	1	3	1	0	24	1	2	4	7	31
利用検討中	13	7	14	21	23	5	83	2	4	13	19	102
利用しない	2	2	9	13	22	2	50	0	2	5	7	57
合計	33	10	24	37	46	7	157	3	8	22	33	190

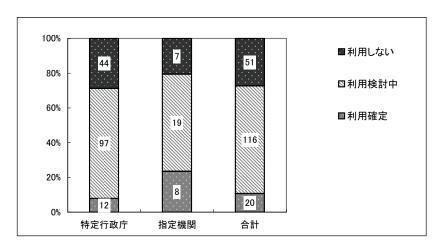
## Q3 台帳・帳簿登録閲覧システムの利用検討状況についてお答えください。



台帳•帳簿			特	定行政	庁		指定機関					
システム	県	政令市	4-1	4-2	限特	特別区	小計	大臣	地整	知事	小計	
利用確定	8	4	12	8	1	0	33	0	1	3	4	37
利用検討中	22	6	17	20	34	5	104	3	2	14	19	123
利用しない	7	1	7	9	11	2	37	2	3	7	12	49
合計	37	11	36	37	46	7	174	5	6	24	35	209

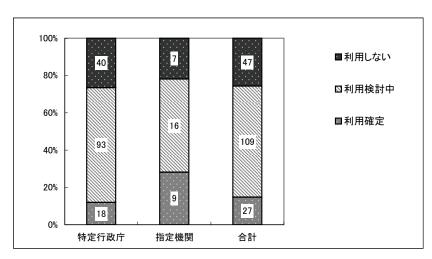
利用確定の主な理由: ほくとのデータ移行が可能であること 利用しない主な理由: 予算確保が困難/独自システム利用のため

# Q3 通知・報告配信システムの利用検討状況についてお答えください。 -3



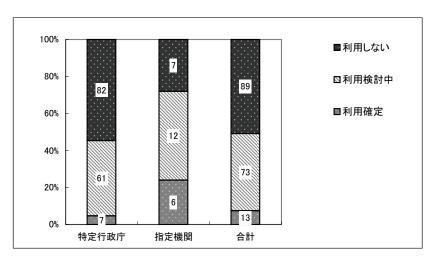
通知•報告			特	定行政	庁				合計			
システム	県	政令市	4-1	4-2	限特	特別区	小計	大臣	地整	知事	小計	
利用確定	5	1	2	3	1	0	12	2	1	5	8	20
利用検討中	24	4	22	14	27	6	97	2	4	13	19	116
利用しない	5	1	7	13	16	2	44	0	1	6	7	51
合計	34	6	31	30	44	8	153	4	6	24	34	187

### Q3 建築基準法令データベースの検討状況についてお答えください。 -4



法令DB			特	定行政	庁		合計					
位 L D D	県	製 T	4-1	4-2	限特	(五) (4)	小計	大臣	地整	知事	小計	
利用確定	2	2	1	6	5	2	18	3	2	4	9	27
利用検討中	23	7	14	17	26	6	93	1	5	10	16	109
利用しない	2	2	9	10	15	2	40	0	0	7	7	47
合計	27	11	24	33	46	10	151	4	7	21	32	183

# Q3 道路情報登録閲覧システムの利用検討状況についてお答えください。 -5



道路情報		特定行政庁							指定機関				
システム	県	政令市	4–1	4-2	限特	特別区	小計	大臣	地整	知事	小計		
利用確定	3	0	2	0	2	0	7	3	1	2	6	13	
利用検討中	11	3	7	13	25	2	61	1	2	9	12	73	
利用しない	12	5	16	21	22	6	82	0	1	6	7	89	
合計	26	8	25	34	49	8	150	4	4	17	25	175	

平成 21 年 2 月 17 日

特定行政庁建築行政主務課長 様 指定確認検査機関 代表者様

> 国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 深井 敦夫 建築行政共用データベース連絡協議会事務局 財団法人 建築行政情報センター 専務理事 椋 周二

### 建築行政共用データベースシステムの利用に関する調査について(依頼)

平素より、建築行政共用データベースシステム(以下「共用DBシステム」という。)に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、共用DBシステムは、財団法人建築行政情報センターが、平成 19 年から 3 ヵ年をかけ、国土交通省の補助により、サブシステムごとに特定行政庁及び指定確認検査機関の参加による部会での意見も踏まえながら構築をしております。

このたび、平成 22 年度からの本格稼動に向け共用DBシステムの促進を図るため、特定行政庁及び指定確認検査機関の利用に関する調査を実施することといたしました。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが、別紙調査票によりご回答くださいますようお 願い申し上げます。

また、この調査は、各特定行政庁及び指定確認検査機関における今後のシステムのご利用を拘束するものではありませんので重ねてお願い申し上げます。

なお、調査票は下記のアドレスからダウンロードができますのでご活用ください。

### ※ 調査票のダウンロード先 URL: http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/

また、締切は、建築行政共用データベースシステムに係る地域ブロック単位説明会出席者の方は説明会実施後2週間以内に、欠席者の方には別途資料を送付いたしますので資料到達後2週間以内に、下記の連絡先までFAX若しくはメールにて送付下さるようお願いいたします。

### 問い合わせ先及び送付先

財団法人建築行政情報センター

担当) 久保、福田、戸崎

電話 03-5225-7706

 $\mathbf{FAX} \quad 0\ 3-5\ 2\ 2\ 5-7\ 7\ 3\ 1$ 

Mail dbkyougikai@icba.or.jp

### 「建築行政共用データベースシステムの利用に関する調査票

団体名		
部署名	•	
ご担当者名		

ご連絡先	; TEL:	FAX:	E−mail:			
	둳	質問事項 -	回答欄			
其问亊垻		可申供	選択肢			
1	データベー	加されて、建築行政共用スシステムの各サブシスについて理解できました	明がほしい	1. 良く理解できた 2. ある程度理解できたが、更に詳細な説明がほしい 3. 全く理解できなかった		
2	質問します	2及び3を選択した方にご。 。  がほしい分野に〇をつ	1. システムの取扱い方 訳 4. その他(	1. システムの取扱い方法 2. 政策的な効果 3. 利用料の内 訳 4. その他( )		
	現在利用が確定しているサブシス		建築士・事務所登録閲 覧システム (設計者等の資格照会 部分)	1. 設計者の資格照会 2. 台帳・帳簿 登録閲覧システムとの連携(台帳等入 力時に照会) 3. 事務量の軽減 4. その他( )		
			台帳・帳簿登録閲覧システム	1. 調査・統計業務の効率化 2. 定期 報告等の履歴管理 3. 事務量の軽 減 4. その他()		
3	現代利用が確定しているサプラス テムに○をつけて下さい。 またその理由について選択肢の中 から選択していただき○をつけて下 さい。	<u>つけて下さい。</u> 由について選択肢の中	通知・報告配信システム	1. 郵送トラブルの回避 2. 報告物件 入力手間の軽減 3. 郵送手間の軽 減 4. その他()		
		法令データベース	1. 過去法令の検索 2. 法令の改正 内容の確認 3. その他( )			
			道路情報登録閲覧システム	1. 指定道路図及び調書の管理 2. 指定道路の履歴管理 3. 行政サービスの向上(インターネットでの公開) 4. その他(		
	<u>現在利用を検討中のサブシステム</u> に〇をつけて下さい。		建築士・事務所登録閲 覧システム (設計者等の資格照会 部分)	1. 機能が不明確 2. 予算の確保 3. 他システムとの比較を行っている。 4. 必要性を検討中 5. その他( )		
	また理由について選択肢の中から 選択していただき〇をつけて下さい。その他の場合は理由の記載を お願いします。	台帳・帳簿登録閲覧システム	1. 機能が不明確 2. 予算の確保 3. 他システムとの比較を行っている。 4. 必要性を検討中 5. その他( )			
4			通知・報告配信システム	1. 機能が不明確 2. 予算の確保 3. 他システムとの比較を行っている。 4. 必要性を検討中 5. その他()		
			法令データベース	1. 機能が不明確 2. 予算の確保 3. 他システムとの比較を行っている。 4. 必要性を検討中 5. その他( )		
	(裏面に続き	きます)	道路情報登録閲覧シス テム	1. 機能が不明確 2. 予算の確保 3. 他システムとの比較を行っている。 4. 必要性を検討中 5. その他()		
				I		

5	現在利用しないとしているサブシス、テムに〇をつけて下さい。 また理由について選択肢の中から 選択していただき〇をつけて下さ い。その他の場合は理由の記載を お願いします。	建築士・事務所登録閲 覧システム (設計者等の資格照会 部分)	1. 機能が不十分 2. 利用料金が高額 3. 免許証の写しで対応 4. その他()
		台帳・帳簿登録閲覧システム	1. 機能が不十分 2. 利用料金が高 額 3. 他システムを利用する。 4. そ の他( )
		通知・報告配信システム	1. 機能が不十分 2. 利用料金が高額 3. 紙での報告を行う。 4. その他()
		法令データベース	1. 機能が不十分 2. 利用料金が高額 3. 他システムを利用する。 4. その他()
		道路情報登録閲覧システム	1. 機能が不十分 2. 利用料金が高額 3. 他システムを利用する。 4. その他()
6	貴行政庁におけるLGWANの契約 回線容量は何Mbpsですか	LGWAN回線容量(	) Mbps
7	建築部局(道路担当部署、建築士担 当部署、確認審査部署)にてLGWA N回線を使用できる環境にあります か	1. はい 2. いいえ	

平成21年4月27日

### 質疑・要望の送付方法について

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会事務局

第6回総会における質疑・要望等につきましては、下記により連絡協議会事務局までお送りください。なお、質疑への回答、要望への対応方法等につきましては、次回連絡協議会にて報告し、「会員専用サイト」に掲載する予定です。

### 1. 記載事項

機関名、連絡担当者名、連絡先電話番号を明記し、質疑・要望等の内容をできるだけ具体的に記載してください。様式は問いません。

### 2. 送付方法

電子メールまたはFAXにて下記宛ご送付ください。

連絡協議会事務局(担当 戸崎、久保)

電子メール: dbkyougikai@icba.or.jp

FAX : 03 - 5206 - 6136

3. 締め切り

平成21年5月29日 17:00

4. 質疑回答等の掲載について

「会員専用サイト」は、下記「連絡協議会ホームページ」よりアクセスしてく ださい。

連絡協議会ホームページ: www.icba.or.jp/DBkyougikai

「会員専用サイト」をクリックすると、パスワード入力画面が表示されます。 パスワードは、連絡協議会会員宛、電子メールにて既にお伝えしております。 不明の場合は、連絡協議会事務局(TEL:03-5225-7706)まで お問い合わせください。

### 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則

### 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、建築行政共用データベースシステム(以下「共用DB」という。)の構築段階から会員相互の情報交換及び意見収集の場を確立し、それを反映させた建築行政分野におけるよりよいシステムの構築を実現することを目的とする。

(活動)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
  - 一 共用DBに関する情報提供
  - 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
  - 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

### (会員の資格)

- 第4条 会員は、次に掲げる者とする。
  - 一 国土交通省
  - 二都道府県
  - 三 建築主事を置く市町村及び特別区
  - 四 指定確認検査機関
  - 五 その他、本会が必要と認める者

### (会員の権利)

- 第5条 会員の権利は、次のとおりとする。
  - 一 会員は、役員の選任権並びに総会の議決権を1団体につき1有する。 なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
  - 二 会員は、会議への参加及び本会が主催する活動に参加することができる。

### 第 2 章 役 員

### (役員の種類及び選任)

- 第6条 本会に、次の役員を置く。
  - 一 会長 1名
  - 二 副会長 1名
  - 三 理事 10名以上20名以下
  - 2 理事は、総会において選任する。
  - 3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

### (役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
  - 3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

### (役員の任期)

- 第8条 役員の任期は、平成21年度限りとする。
  - 2 補欠又は増員のため就任した役員の任期は、在任者の残任期間と同とする。

### 第 3 章 会 議

### (会 議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

### (総 会)

- 第10条 総会は、会員をもって構成する。
  - 2 総会は、次の事項を議決する。
    - 一 共用DB構築の基本的事項に関する提案
    - 二 会則の改正
    - 三 その他本会の運営に関すること

### (理事会)

- 第11条 理事会は、役員をもって構成する。
  - 2 理事会は、次の事項を決定する。
    - 一 総会に付議すべき事項
    - 二 総会で決定した事項の執行に関すること
    - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

### (会議の招集、開催)

- 第12条 会議は、会長が招集する。
  - 2 総会は、原則として毎年度2回開催する。
  - 3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

### (議 長)

第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

### (定足数)

第14条 会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては役員の2分の1以上 の出席がなければ開催することができない。

### (議 決)

- 第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。
  - 2 前項において替否同数のときは、議長がこれを決する。

### (代理表決等)

第16条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員 を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

### 第 4 章 事 務 局

### (事務局)

- 第17条 協議会の事務を処理するため、財団法人建築行政情報センターに事務 局を置く。
  - 2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

第 5 章 雑 則

(細 則)

第18条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。

### (附 則)

この会則は、平成19年7月26日から施行する。